

# 第16回 東海財界倶楽部例会

## 「最近の相続では何が争われているか」

中部財界フォーラム社主催の異業種交流会「東海財界倶楽部」の第一六回例会が十月二十四日夜、名古屋市千種区・メルパルク名古屋で開催され、東海三県の企業経営者ら約二〇人が出席した。経営

者相互の交流、情報交換や資質向上を目指す同会では毎回、時の人や国の出先機関の局長らを講師に招き講演会やその後の歓談を催しているが、今回の講師は愛知県弁護士会所属の弁護士、片岡信恒氏。

講演のタイトルは「最近の相続（争族）では何が争われているか」。超高齢化社会で身近になってきた相続だが、こじれて「争族」になるケースも目立つ。当事者間の話し合いがつかず裁判所に持ち込まれるが担当は家庭裁判所。まずは調停だが、裁定するのは裁判官・調停委員二人。一般社会人が務める調停委員は質・レベルが異なり必ずしも公正が保たれるわけではない。長引くケースも少なくない。



片岡弁護士が相続についての講演の様子



朴総領事が任期を全うし退任の挨拶

話し合いがつかず裁判所に持ち込まれるが担当は家庭裁判所。まずは調停だが、裁定するのは裁判官・調停委員二人。一般社会人が務める調停委員は質・レベルが異なり必ずしも公正が保たれるわけではない。長引くケースも少なくない。

審判だが、遺産の預貯金の扱いが判例変更されるなど変化が激しい。相続人の順位は①子供・配偶者②直系尊属③兄弟姉妹——の規定だが、現実には親の面倒を見た長男が評価されなかったりする。また非嫡出子問題や未認知の子の場合、認知訴訟やDNA鑑定にも発展する。

相続財産の範囲では、相続人が開示に応じない場合、預貯金や株、さらに海外資産など探し出すのは難しい。また不動産は一物四価以上で評価方法は容易でない。よく話題になる生前の引き出し、遺言、事業承継問題など難しいケースが多く、相続は奥が深い——などと解説した。

その後、出席者は和やかに歓談した。

なお片岡氏は名大法学部大学院を経て一九七八年、愛知県弁護士会所属の弁護士に。現在、名古屋市中区丸の内二、片岡法律事務所所長。所属弁護士は計五人。今年二月から大学の同級生だった元名古屋地方裁判所所長、加藤幸雄弁護士も加わった。